

「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」中間案に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間 令和6年12月17日(火)から令和7年1月7日(火)
- 2 意見提出件数 5個人、2団体、計9件
- 3 意見の要旨及びそれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	京都府の考え方
1	在宅家庭への支援では、現在京都府が進めておられる、親子誰でも通園制度を充実させてもらいたいです。	親子誰でも通園については、在宅育児家庭への支援として重要な事業だと考えており、現在、令和7年度拡充の予算要求を行っているところです。 また、国のこども誰でも通園制度が令和8年度から本格実施されることを踏まえ、京都府独自の本取組が全国制度となるよう国に要望しているところです。
2	大きな業界退潮環境の中、保育・教育の質の向上について京都府らしい積極的な方向性を示してもらいたいと考える。中間案では、保育園、認定こども園、小規模保育、幼稚園が相互に連携して質の向上を目指すことを期待しているが、教育面の資質は、それぞれの施設がその理念・方針に則り、独自の特性を活かして健全な切磋琢磨を通して、培われていくものであり、数量的表現や言語による定義で表現されるものではないため、保育園、認定こども園、小規模保育、幼稚園を一括りにして論じてはならない。	保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園については、施設種別は異なるものの、いずれも教育・保育の提供施設であると認識しており、各施設において、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領等を踏まえ、施設の特色を生かした質の高い幼児教育・保育の提供に創意工夫いただいているものと承知しております。 御意見のとおり、各施設の特性や機能、役割等があるため、市町村や関係団体、現場等の御意見を丁寧にお聞きすることが重要と考えております。 こうした認識を踏まえた上で、子ども・子育て支援法第62条に規定される「五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として本計画を策定しようとするものです。
3	直接契約である認定こども園・小規模保育の2・3号入園は保護者意向を尊重して利用調整は、当該園を希望した人の中で行うこともできる。と、支援法でも明確に記載されている。これらは従来の福祉面からの視点だけでなく、教育面から各施設の独自の保育・教育を推進・助長していく京都府の方針を発信するべきではないだろうか。	児童福祉法附則第73条第1項で読み替える同法第24条第3項に基づく利用調整について、御意見のとおり、過去3年間待機児童がなく、市町村の利用定員数が利用児童数を上回っている場合など一定の要件を満たす場合は、当該施設を希望する保護者の中で利用調整を行うことも可能とされています。 しかしながら、利用調整については、児童福祉法の趣旨に基づき、保育の提供義務者である市町村が、当該市町村の実情に応じて行われるものと理解しています。
4	近年、子どもの数の減少が続く中、地域のつながりも弱くなっている中、保育所、認定こども園、幼稚園の地域の子育て支援拠点の役割が重要になっていることから、保育・教育の質の向上を図るとともに、多様な教育・保育サービスの提供が受けられるよう、各施設の連携がますます重要になってくると思います。	保育所、認定こども園、幼稚園等が担う地域の子育て支援機関としての役割は重要なことから、これまでから未入園児一時保育事業として支援してきたところであり、令和6年度からは親子通園支援事業として、内容を充実したところであります。 また、これまでから教育・保育の質向上のための研修実施や多機能化への支援等を行ってきており、今後とも保育の実施主体である市町村はもとより、保育関係団体等とも一層連携を図りながら子育て環境の充実に取り組んでまいります。
5	少子化や核家族化の進行により、子育ての知識や経験が少なく、在宅で孤立した育児をされている家庭が多いと思います。子育てひろばや一時預かりなど、在宅で育児をされている家庭への支援の充実を図っていただくよう、お願いします。	在宅育児家庭への支援については、市町村や保育所等と連携し、子育てひろば(地域子育て支援拠点)や一時預かり等を実施いただいているほか、国のこども誰でも通園制度の本格実施に当たり、子育てだけでなく、親育ちも一体的に支援できる制度となるよう政策提案するために、京都府独自に親子誰でも通園モデル事業に取り組んでいるところです。

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

	項目	意見の要旨	京都府の考え方
6	教育・保育等に従事する者の確保及び質の向上	保育士確保の為に、京都府の養成校が保育士養成から撤退する傾向にあると聞いているので、京都府単独の養成校補助などの新設を求めます。	保育人材確保は重要であり、京都府においてもこれまでから修学資金の貸付や高校生向けの進学フェア、保育の魅力発信キャンペーン等により保育士養成施設に対して支援しており、定期的に意見交換会を開催するなど連携を図っているところです。 また、京都府保育人材マッチング支援センターにおけるマッチング支援や学生等を対象にした就職フェアの実施、保育所等へのICT導入支援、職場環境改善アドバイザー等により、保育人材確保及び職場環境整備を推進しているほか、保育士等のキャリアアップを通じた処遇改善、ICT導入等による負担軽減を推進しているところです。 今後とも保育士養成施設や保育団体と連携しながら京都府の保育士確保に努めてまいります。
7		働いている間に、安心して子どもを保育所に預けられるためには、保育士の先生になっていただく方を増やし、保育所の職場環境づくりが重要だと思いますので、保育士の人手不足対策や職場環境の整備に取り組む必要があると考える。	
8	「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた政策群	各市町村で取り組まれている妊産婦健診や産後ケアなどは、産後うつ等の未然防止にもつながる重要な事業のため、市町村と連携し、市町村の取組が充実するよう支援をお願いします。	市町村と意見交換等を行い、各市町村が地域の実情に合った事業を実施できるよう、市町村の取組を支援してまいります。
9	その他	子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないが、子どものいる場所(特に家庭内など)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべき、との周知徹底及び子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守る施策が必要です。受動喫煙防止条例では規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。 子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」(2/3助成)の予算化を、府と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。	京都府では、「京都府受動喫煙防止憲章」に、たばこの煙を吸うことで、より深刻な健康への影響を受ける子供等を受動喫煙の害から十分に保護する必要があることを掲げるとともに、「京都府がん対策推進計画」で、家庭において受動喫煙の機会を有する者の割合の減少を目標に掲げ、関係団体との啓発や子供への教育を進めており、こうした取組を一層進めてまいります。 また、同計画では禁煙治療を行っている医療機関数を増加させる目標値も掲げており、禁煙に取り組みやすい環境整備を通じて喫煙者の禁煙をサポートしてまいります。